

道路交通法施行規則等の改正(平成21年9月1日施行)

三輪の自動車の区分の見直し

内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を、二輪車とみなす。

(内閣府告示)

内閣総理大臣が指定する三輪の自動車は、次のすべての要件を満たすものとする。

- 3個の車輪を備えていること。
- 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること。
- 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリメートル未満であること。
- 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有すること。

現 行



三輪の自動車の例(ピアaggio社製三輪自動車)

道路交通法

二輪車＝二輪の自動車(側車付きのものを含む。)
(道路交通法施行規則第2条)

三輪の自動車は、**二輪車に該当せず、普通免許で運転できる。**

主な変更点

- 運転には普通免許でなく、二輪免許が必要。
 - ★ 9月1日から1年間、現在三輪の自動車を運転している方は、特例試験を受け、三輪の自動車のみ運転することができる二輪免許の取得が可能。(※1、※2)
 - ★ それまでの間(最長1年間)は、普通免許で運転が可能。
- 運転の際に乗車用ヘルメットの装着が必要。(9月1日以降)
- 二輪車の運転経験が1年(高速道路を運転する場合は3年)未満の場合は、二人乗りをすることができない(ただし、三輪の自動車を運転していた期間は二人乗りの運転経験の期間に参入する。)、
- 特定二輪車を運転する方は、二輪車に対する通行禁止等の交通規制に従わなければなりません。
- 特定二輪車の高速道路における最高速度は、100km毎時(施行日前は80km毎時)となります。

※1 特例試験は、受験する方の持ち込み車両により行いますが、必要書類等については、電話でお問い合わせください。

※2 冬季(12月～3月)は、特例(技能)試験は実施していません。